平成２８年（フ）第８６６８号
東京都新宿区下落合４丁目13―15―207
債務者　浜野　幸一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６７２号
東京都新宿区北新宿４丁目21－４－301
債務者　鶴西　慎吾
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６７５号
東京都板橋区南常盤台１丁目17―10―605
債務者　桜沢　達也
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６７８号
東京都中央区勝どき５丁目８－７－804
債務者　宮内　新治
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６８７号
東京都三鷹市井の頭１丁目20―14
債務者　三谷　邦子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６９１号
東京都北区浮間４丁目19―２―202
債務者　鈴木　千尋
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６９３号
東京都町田市南成瀬３丁目７―13―101
債務者　出口与四次
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６９６号
東京都板橋区大原町46―12―402
債務者　マハムダリゲー友菜（旧姓大貫）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６９７号
東京都東村山市恩多町２丁目39―24―202
債務者　井花　光恵
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７００号
東京都荒川区町屋６丁目37―１―1301
債務者　辻元　延之
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７０１号
東京都荒川区町屋６丁目37―１―1301
債務者　辻元智恵子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７０２号
東京都世田谷区船橋７丁目４―15―508
債務者　楠田　泰子（旧姓桜井）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７０６号
東京都小金井市東町３丁目10－４－302　都営東町第二アパート
債務者　安藤　千尋
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８７０７号
東京都北区赤羽南１丁目18－９－202
債務者　鈴木しづ子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７０号
静岡市駿河区用宗４丁目11番23号
債務者　松枝　和尋
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０６号
静岡市駿河区広野６丁目15番19―108号
債務者　早坂恵梨香
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部